元気な地域をつくる 鳥獣被害対策支援ガイドブック

~地域診断、被害軽減事例、実施体制づくり事例~

2024年

島根県中山間地域研究センター 鳥獣対策科・地域研究科

ガイドブックの利用イメージ

はじめに

島根県における野生鳥獣による農林作物被害額は、この10年間概ね7~8千万円前後で推移しており、減少傾向になく高止まりの状態にあります。

また、令和5年度島根県集落活動調査(中山間地域の全集落対象のアンケート)では、"困り事"として鳥獣被害の増加を挙げる集落の割合は53.3%と、5年前の調査時の割合である32.7%調査から20%も上昇しており、被害エリアが拡大し、かつ鳥獣被害が農林業など生業に限定される被害ではなく、より住民の暮らしに身近なものになりつつあることが推察されます。

従って、これからの鳥獣対策では、従来の個人や営農組織などが個別に行う対策に加え、非農家を含め地域ぐるみで行う対策の推進がより一層重要となります。

また、その着実な推進のためには、被害が発生している団体・地域の状態(技術、マンパワー、体制、資金力、地域の協同性など)を客観的に確認し、その対象にあった継続して実行可能な対策を提案し、効果をふまえステップアップしていくことが必要となります。

本ガイドブックは、上記の視点に立ち、鳥獣被害の相談を受けた行政職員が、『地域診断シート』を用いて相談者の地域の状態を確認し、対策検討に必要な手法や実際の取組事例の情報を提供する流れとなっています。

また、営農組織や地域のリーダーがご自身の地域の状態を確認し、対策の方向性を検討する際も利用できます。

令和6年度以降も利用者の意見を反映しながら、さらに内容を充実、事例を更新していく予定ですので、ご活用ください。

想定する主な利用者

本ガイドブックの想定する主な利用者は、県や市町村で鳥獣対策に携わる専門指導員等、および地域からの鳥獣害の相談を受けることの多い県や市町村の鳥獣担当職員です。

また、今後は農林業者に加え、JAやNOSAI、〇〇まちづくり協議会など地域運営組織やNPO等が対策の担い手になるケースも想定され、鳥獣担当者のみならず、地域振興分野での地域づくりを支援する市町村や県の職員も参考にできる内容にしています。

ガイドブックの構成と利用方法

本ガイドブックは、次の4つのパートから構成されます。

1. 鳥獣被害発生のメカニズムと被害を減らすための総合対策

鳥獣被害の発生のメカニズムと、基本的な3つの対策である 出没抑制対策(鳥獣が出没しにくい環境づくり)、侵入防 止対策(防護柵の設置)、捕獲対策(加害鳥獣の捕 獲)の効果や必要な技術について解説します。

2. 本ガイドブックを利用した被害対策検討の流れ

~相談対応、地域診断、方向性の検討、対策の実施~ 本ガイドブックを用いた、被害者(相談者)の状態についての"診断"、"対策の方向性の検討"、"対策の実施"までのイメージを示します。

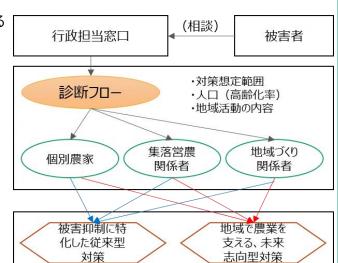
3. 地域診断シート

相談者の団体・地域の状態の診断ができます。

4. 鳥獣被害対策の事例紹介

診断結果に併せ、地域に適した事例を地域づくりの参考にできます。事例は、「従来型対策(獣種別の侵入防止対策や捕獲対策)」、「未来志向型対策(地域ぐるみでの出没抑制策、環境管理対策)」に分けて紹介しています。

ご自身の専門性やスタンス等に応じ、利用ください。



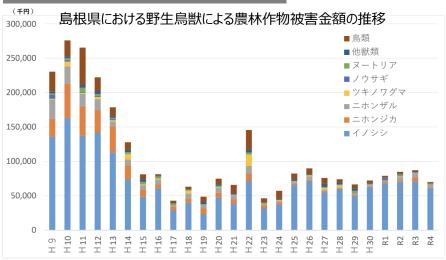
目 次

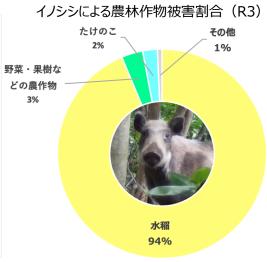
ガイドブックの利用イメージ

1.	鳥獣被害発生のメカニズムと被害	を減らすための総合対策	p1
	・島根県の鳥獣被害の現状		
	・なぜ鳥獣被害が発生するのか		
	・被害を減らすために総合対策をバラン	ノスよく行う	
	·出没抑制対策		p2
	·侵入防止対策		р3
	•捕獲対策		р5
	・個別の対策から地域ぐるみの対策へ		
2.	本ガイドブックを利用した被害対策 〜相談受付、地域診断、方向性	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	р6
3.	地域診断シート 〜被害対策の現状、地域の体力、担	╚い手・体制・資金∼	p8
	・鳥獣被害対策の方向性と地域認	诊断シートのねらい	
	・地域診断シートの使い方		
4.	鳥獣被害対策の事例		p10
	事例1 従来型対策(個人や営農網	且織による防護柵の設置、捕獲等)	p11
	<事例1-1> 農事組合法人とよた別	貴産	p12
	<事例1-2> 農事組合法人 山県		p13
	<事例1-3> 農事組合法人 アグル	リサポートあげ	p14
	<事例1-4> 岩屋集落		p15
	事例 2 未来志向型対策(非農家	ら含めた地域ぐるみの被害対策)	p16
	<事例2-1> 津和野町池村地区	堤田自治会	p17
	<事例2-2> 雲南市春殖地区	延命の里	p19
	<事例2-3> 邑南町口羽地区	LLP口羽をてごぉする会	p21
	<事例2-4> 大田市長谷地区	長谷里山づくり協議会	p23
	<事例2-5> 浜田市雲城地区	金田自治会	p25
付録	· 用語説明		p27
	地域診断シート		p29

1. 鳥獣被害発生のメカニズムと被害を減らすための総合対策

島根県の鳥獣被害の現状





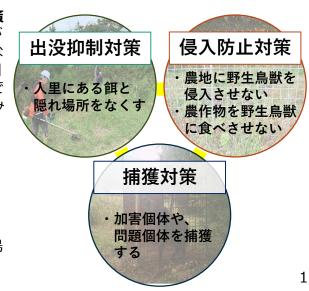
島根県の野生鳥獣による農林作物被害金額はピーク時より減少しているものの、この10年は概ね7~8千万円前後で推移しており、減少していません。鳥獣種別に見てみると、イノシシによる水稲(お米)被害が最も多く発生しています。また、統計調査の対象とならない家庭菜園などへの被害が多いニホンザル、農業だけでなく林業にも深刻な被害を引き起こすニホンジカ、果樹や養蜂被害が多いツキノワグマ、特定外来生物であるヌートリアやアライグマ、農作物だけでなく畜産現場での被害も引き起こすカラスなど、様々な野生鳥獣が農林畜産物に被害を与えています。さらに近年、これらの野生鳥獣が民家周辺や市街地に出没するケースも増えており、出没による精神的な被害、出没した動物との接触による人身被害も発生しています。鳥獣被害は、もはや農村だけでなく、県全体の問題となっています。

なぜ鳥獣被害が発生するのか

野生鳥獣が山林から農地や人里に出没する要因を正しく理解することが、被害を防ぐ上で重要です。一番大きな要因は、人里に野生鳥獣が生きていくのに必要な餌が豊富に存在していることです。収穫されずに残っている柿や栗、ビワ、柑橘類などの果実、農地に放置された小ぶりで売り物にならない野菜くずや米の収穫後に生える二番穂、適切に守られていない田畑、無造作に捨てられた生ごみや弁当の容器。このような人里の餌は、本来野生鳥獣が生息している山林にある餌よりも美味しく、栄養価も高いものばかりです。しかも、年間を通していつでも、まとまって大量に存在しているので、探すのにも苦労しません。野生鳥獣にとってはこの上ない魅力的なご馳走です。さらに、人里近くに広がっている草藪や竹林などが野生鳥獣にとって安全な隠れ場所となっており、人に見つからずに餌を探すことができます。「餌」と「隠れ場所」という2つの要因から、野生鳥獣にとって、人里の方が山林よりも生きていくのに都合が良い場所になってしまっているのです。鳥獣被害を防ぐためには、この2つの要因を取り除き、人里を野生鳥獣にとって都合の悪い場所、住みにくい環境に変えていくことが必要です。

被害を減らすために総合対策をバランスよく行う

対策でまず重要なのは、野生鳥獣を人里に誘引している「餌」と、 人里での「隠れ場所 lという被害発生要因を除去する**出没抑制対策** です。また、人里の「餌」を取り除く際、農地や農作物は取り除くことが できないため、野生鳥獣に農地へ侵入させない、農作物を食べさせな い**侵入防止対策**が必要です。以上の対策を行えば、被害発生要因 を取り除くことがでます。被害対策=捕獲と思われがちですが、捕獲で は「餌」と「隠れ場所」を除去することができません。そのため、捕獲のみ で人里での鳥獣被害を防ぐことは難しいのです。しかし、捕獲が不要 というわけではありません。人里で餌を食べることを経験した野生鳥獣 は、人里に執着し、繰り返し出没することがあります。そのような実際 に被害を出している加害個体や、出没を繰り返す問題個体に対して は、**捕獲対策**が有効です。ここで重要なのは、加害個体を捕獲する ためには、出没抑制対策と侵入防止対策の実施が必要だということ です。2つの対策を実施することで人里に餌がなくなり、捕獲わなの中 にある餌の魅力が相対的に高くなり、捕獲効率が上がります。野生鳥 獣の被害対策に関しては、これだけやれば良いという魔法はなく、上 記の3つの対策をバランスよく行う、総合対策の考え方が大切です。



出没抑制対策

人里には、野生鳥獣にとって、魅力的な餌が溢れています。その多くは、人にとっては不必要で一見価値が無いように見えますが、野生鳥獣にはこの上ないご馳走です。また、人里周辺には、野生鳥獣が人間に見つからずに身を潜めることが可能な草藪も多くあります。これらを1つ1つ除去していくことが、被害対策の第一歩です。





① 収穫せずに放置された柿や栗、ビワ、柑橘類などの果樹 → 早めに実を収穫したり、不要な木は伐採しましょう。





② 野菜くずや熟れすぎた果実などの収穫残さ → 農地や山際に捨てず、柵内に保管し、埋設したりゴミとして出しましょう。





③ 水稲収穫後の二番穂(ひこばえ) → 秋おこしをして土にすき込んだり、草刈り機などで早めに刈ってしまいましょう。





④ 集落内にある草藪、竹林 → 定期的に草刈りをしたり、林の中まで見渡せるように間伐を実施しましょう。

出没抑制対策は、地域ぐるみの鳥獣対策につながる第一歩

出没抑制対策は、農家だけが行えば良いと思われがちですが、人里の餌や隠れ場所を放置し続けると、野生鳥獣はどんどん人里に慣れ、人間を恐れなくなっていきます。その結果、子供が登下校するような明るい時間帯に出没するようになったり、今まで野生鳥獣を見たことがないような市街地に出没してしまうリスクが高くなるのです。地域の草刈りは、地域で定期的に行われていることが多く、非農家の方でも参加しやすい取り組みです。また、放置され大きく成長した果樹の管理は人手が必要なため、積極的に参加して欲しい取り組みです。そこまでの取り組みは難しい人でも、弁当やお菓子のごみを屋外に放置しない、生ごみは収集日の朝に出すなど、自分にできることが必ずあるはずです。「自分の住んでいる地域を、野生鳥獣に強い地域にしていく」という意識を持ち、農家や非農家を問わず、自分のできることから始めることが重要です。

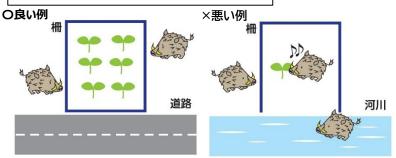


サルの追い払い対策も非農家が 参加しやすい取り組みのひとつ

侵入防止対策

被害を出している鳥獣の行動特性に合わせて、適切に防護柵を設置しましょう。防護柵は設置して終わりではなく、設置してからが肝心で、防護柵が効果を発揮するように、定期的な点検や補修が必須です。

防護柵の基本①:外周すべての面を囲う

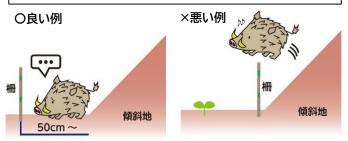






舗装された道路や水路、河川の擁壁など、ここからは農地に侵入しないだろうと考え、柵を設置しない箇所を作ると、そこから野生鳥獣は侵入してきます。基本的に、農地はすべての面に柵を設置してください。

防護柵の基本②:傾斜地からは離して柵を設置する



〇良い例 *悪い例 ## 約50cm 倾斜地

傾斜地の際にある柵は、傾斜地側から見ると柵の高さが低くなり、動物が柵を乗り越えやすくなってしまいます。そのため、傾斜地から50~100cm程度離して設置しましょう。

傾斜地の際に柵を設置すると、草刈りなどの管理できず、 鳥獣が身を隠して柵に接近できてしまうため、人が歩ける 程度の幅を開けて設置し、管理を適切に行いましょう。

防護柵の基本③:柵周辺の草刈りや、壊れた個所の補修など、設置した後に定期的にメンテナンスを行う



草藪に覆われた柵は、著しく機能が低下してしまうため、 鳥獣から柵が見えるように草を刈ることが必要です。





台風や大雨、土砂、鳥獣の接触等の影響により、柵は破損するため、定期的な点検、補修が必要です。

防護柵の基本④:農作物と離して柵を設置する





農作物と柵の距離が近すぎる場合、植えた時は良くても、収穫時期に柵の外に作物が出てしまうことがあり、柵の外からでも作物が食べられてしまいます。これを防ぐため、人が歩いて草刈りができる程度は柵と作物の間隔を空けましょう。

音、光、臭いなどを利用した忌避剤には、長期的な効果は見込めない







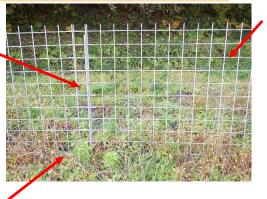
設置した直後は野生鳥獣の出没が減少し、効果があるように見える場合もあります。しかし、音や光、臭い自体が直接的に危険なものでは無いため、それに鳥獣が気づいてしまうと、慣れが生じ、効果は次第に無くなっていきます。

※隙間を作らない、人間が押して大きく動くような弱い箇所を作らない

ポイント①

柵と柵の連結部分は、1マス程度 重ねて強度を上げましょう。
❖ 結束は下部を多めにしましょう。





ポイント②

ワイヤーメッシュの下部は地面に突き刺すことで強度が上がります。

※柵の高さ(飛び越え対策)よりも地際の強度(潜り込み対策)に注意する





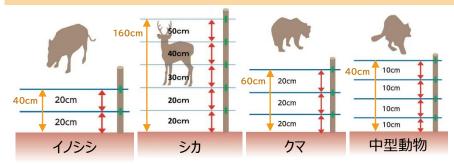


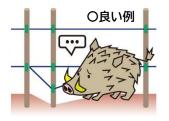
イノシシは、柵の地際部分を鼻で押し上げ、柵の下部から潜り抜けて柵内に侵入することがほとんどです。したがって、柵の地際に隙間を作らない、柵の地際を補強することが重要です。地際を補強する場合は、ペグなどで点で補強するよりも、ハウスパイプや竹など長い棒状のもので面的に補強した方が強度が上がります。

電気柵(心理的な柵)

※野生動物が柵に近づいた際、電線に触らせ、確実に痛い思いをさせる

※電気柵設置後は、24時間365日通電する、通電しないなら撤去する







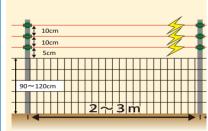
ボイント①

野生動物に電気柵の電線を触らせるため、電線を対象動物に合わせた高さで設置することが必要です。イノシシであれば20cm間隔で二段です。地面に凸凹があり、20cmを保てない場合は、資材を足して補強しましょう。

ポイント③

格子のマス目の大きさは様々ですが、一辺10 cm以下の正方形のものがオススメです。10cm以上のものはウリボウや中型動物が通り抜けてしまいます。

サル対策であれば、複合柵 (物理的な柵+電気柵)





<u>ボイント</u> シカにも有効なため、イノシシ対策 用ワイヤーメッシュ柵を、シカ対策 用としてアップデートすることも可能



<u>ポイント②</u>

野生動物がいつ電線に触っても確実に電気ショックを与えられるように、夜間や農閑期でも電気を流し続けましょう。





50cm ∼

ポイント③

コンクリート舗装路は電気を通しにくいため、最低でも 50cm程度離して設置しましょう。

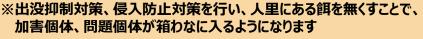
捕獲対策

出没抑制対策、侵入防止対策を行った上で、それでも人里に執着し、出没する加害個体や問題個体は捕獲しましょう。



ポイント①:箱わなで捕獲する 人里周辺で捕獲する場合、銃やくり わなの使用は危険が伴います。大型 囲いわなは広いスペースが必要です。

(野生鳥獣を捕獲するには、狩猟免 許と捕獲許可が必要)







人里で甘い果樹や新鮮な農作物を自由に食べている野生鳥獣は、 怪しい箱わなの中に入って、餌を食べようとは思いません。







ポイント②:親子一緒に捕獲する

イノシシの場合、春に子供を平均4~5頭出産します。この時に子供だけ捕獲し、親イノシシを逃がしてしまうと、秋に再び出産し、イノシシの数は変わらないという事態になってしまいます。そのため、親子を一緒に捕獲することが重要です。 子供よりも親イノシシの方が警戒心が強いため、センサーカメラ等を用いて親イノシシが箱わなの奥まで警戒せずに入るようになってから、扉を落とす仕掛けを作動させる必要があります。

個別の対策から地域ぐるみの対策へ

野生鳥獣による被害は、地域全体の共通した課題であることが多く、地域で協力して被害対策を実施することができれば、対策の効果は一層高まります。しかし、近年は「地域ぐるみ」という言葉だけがクローズアップされてしまいがちです。例えば、地域ぐるみで対策をする際、山林内を通す広域柵の設置を検討する場合が多く見受けられます。ただし、広域柵を設置する場合、点検や補修の計画も立てなければなりません。今は良くても、5年後、10年後に山林内を点検できるでしょうか。地域ぐるみで対策を行うからと言って、必ずしも広域柵を選択する必要はありません。個人が農地単位で適切に防護柵を設置して被害を防ぎ、それが地域全体に波及し、結果的に地域全体の被害が無くなる、といった形も地域ぐるみの対策です。また、草刈りや柵の点検について、当番や約束事を決める場合があります。上手くいけば良いのですが、無理やり対策を押し付けるようなものだと、参加率の違いなどから不満やわだかまりが生まれてしまいます。年齢や職業、経験や健康状態など、それぞれの立場やできることを尊重しながら行わなければ長続きはしません。

本来の目的は、地域ぐるみで被害対策を実施することではないはずです。鳥獣の出没が減り、安心して生活していくこと、鳥獣被害を防ぎ、農作物を収穫し、地域が元気になることであるはずです。

重要なのは、地域全体で野生鳥獣や被害対策についての正しい知識を勉強し、合意形成を図り、地域住民が同じ方向を向くことです。地域全体の合意形成が難しい場合は、まず集まれる人たちで対策をやってみるのも一つの手です。それが上手くいけば、次第に地域全体に広がっていきます。









2. 本ガイドブックを利用した被害対策検討の流れ ~相談受付、地域診断、方向性の検討、対策の実施~

本ガイドブックを利用した被害対策検討の流れは下図の①~⑥の通りです。

主な利用者としては、県や市町村で鳥獣対策に携わる専門指導員や、地域からの鳥獣害の相談を受けることの多い市町村の担当職員、および地域振興分野での地域づくりを支援する市町村や県の職員を想定してます(営農組織や地域のリーダーも活用できる構成になっています。)

<鳥獣被害対策検討の流れ>

- ① 誰に対し、どの地域で、どんな被害が発生しているか聞き取りましょう。 (必要に応じ専門部署に情報共有してください)
- ② 地域診断シートを用いて、対策の状況、被害が発生している地域の状態、鳥獣被害対策の現状を確認しましょう。
- ③ 診断結果をみながら、対策の方向性を検討しましょう。 ※診断〜検討は、被害地域に詳しい方、対策に詳しい方、支援策・補助金に詳しい方が一緒に行うことを推 奨します。
- ④ 対策の方針を立てる際には、ガイドブックの事例 1、事例 2 も参考にしてください。 また、方針を立てるプロセスで、団体・地域のリーダーと事例 1、事例 2 の視察を行うことも有効であると考えます。
- ⑤ ④の実施にあたっては、研修会・勉強会が必要な場合が多いですが、地域ぐるみの被害対策を行う場合は、企画段階から、鳥獣専門指導員に加え、市町村の地域づくり担当職員や県小さな拠点づくり地区担当者等が関わることが有効です。
- ⑥ 対策実施後も、②地域診断~③対策の方向性の検討は定期的に行いましょう。(推奨)

なお、このガイドブックは、②地域診断が導入されていることに特徴がありますが、<u>診断結果をもって対策方針を確定</u>するものではなく、より効果的な支援方法を検討する目安として利用ください。

また、④対策の実施にあたっては、初動で「従来型対策」から開始した場合も、担い手・住民の意識が変容し、「未来志向型対策」に支援方法を切り替えた方がよい結果が場合がある可能性がありますので、対策実施後も定期的に「地域診断」を行うことを推奨します。

3. 地域診断シート

~被害対策の現状、地域の体力、担い手・体制・資金~

①鳥獣被害対策の方向性と地域診断シートのねらい

『地域診断シート』は、当該地域の対策の状況、被害が発生している地域の状態、現在の取組体制等を確認し、鳥獣被害対策の方向性を検討するために使用します。なお、対策の方向性は次の2タイプを提案しています。

未来志向型対策	地域ぐるみの鳥獣被害対策を目指す
従来型対策	農業者、営農組織など農業の担い手による侵入防止、捕獲等の効果向上を目指す

対策の方向性は「未来志向対策」が理想的ですが、地域の過疎高齢化や取組体制の脆弱性により、直ちに、地域ぐるみの取組を進めることが困難なケースも数多くあると考えられます。

そこで、本ガイドブックでは、『地域診断シート』を用いて、地域の体力や取組体制の確認し、地域ぐるみの鳥獣 被害対策(未来志向型対策)を目指すか、まずは従来型対策を始めるか検討することを推奨しています。

②地域診断シートの使い方

地域診断シートでは、「診断 1」で未来志向型対策を実施しやすいかどうか、「診断 2」では、地域ぐるみの鳥獣被害対策の視点での課題を確認する流れとなっています。以下、診断 1と診断 2の使用方法を説明します。

なお、診断結果は、従来型対策、未来志向型対策を問わず、被害対策の充実に寄与します。診断 1・2 は必ず実施してください。

【診断1】 A~Cの□について、該当するものに∨してください。

→ A.B.Cに全て ■ がある場合、地域は、より未来志向型対策を進めやすい状態にあると考えらえます。

【診断2】 D~Fの□について、該当するものに∨してください。

→ 現在の取組体制から、地域ぐるみの鳥獣対策を実施するためには何が課題であるかを確認してください。



診断 1・2 で確認した課題への対応については事例集 1、2を活用し検討してください。

鳥獣被害対策の状況および地域の状態の確認 (診断1)

対策の実施状況

<u> 鳥獣被害対策の実施状況と効果は?</u>

出没抑制対策

- 地域住民でまとまって
- 定期的に地域内の草刈りを実施している
 - 収穫しない果樹を管理している
- 野生鳥獣が出没した際は、連絡を取り合う
 - 野生鳥獣が出没した際に追い払いをする 防止対策】 侵入
- 地域内の防護柵を定期的に点検している 柵が破損している場合、協力して補修する
- 地域内で協力して捕獲を行っている
- 3つ以上該当する●

被害が発生している地域の体力は?

B 地域の体力

集落の状態の確認

- □高齢化率50%未満 コ常会の実施
- □生活道路の草刈り・水路管理

t

4条件を満たす

※対象エリアに複数の集落がある場合は、 全集落の2/3が4条件を満たす □集会所の管理

□地域運営組織(RMO)または

C 地域ぐるみの対策意欲

被害当事者に地域ぐるみの対策意欲があるか?

□農業者以外の住民を巻き込み開始したい● または最低限を望む □近隣の農家との連携を開始したい コ体制は現状維持、

開始可能な時期の確認】

コ半年後を目標に合意を得て着手したい

公民館単位で取り組める組織の確認】

t NPOなどそれに相当する組織がある

地域ぐるみの鳥獣被害対策に向けた取組段階の確認

未来志向型対策を実施しやすい

1

A、B、Cにそれぞれ Iがある

対策の効果向上については

事例集1を参考に検討

継続的に取り組む資金調達ができているか?

F 資金調達力

- 既存の対策設備費のみ確保 ➡1
- □対策設備の更新費及び参加者の労賃確保 3 4 □対策設備の更新費も確保

住民への働き掛けに向けての課題

- 農家以外の地域住民への働き掛けの方 法を検討
- 農家以外の地域住民の参加拡大の方法 を検討

E 取組組織の運営力

||診断2|

- 鳥獣被害対策に取り組む組織の運営力は?
- □継続的なミーティングの実施 □計画や更新・見直しの実施

□農家以外の住民が関わったことがない ▶1

□自治会や地域運営組織と連携しており、

複数の地域住民の参加がある

□農家以外の少数の住民の参加がある

現在の対策に取り組む住民参加があるか?

D 住民参加の状況

□親睦会・レクリエーション実施 □資金計画できる会計体制

運営力の充実に向けての課題

数当3つ未満

非該当部分の運営体制強

舎余調達に向けての課

- 継続できない可能性があり、継続的資金調 達方法の確立が必要
- 3~5年後の継続が不安であり、参加者の労 賃支払体制の確立が必要

課題への対応について事例集2を参考に検討

4. 鳥獣被害対策の事例

事例1 従来型対策事例

個人や営農組織による防護柵の設置、捕獲等

①農事組合法人 とよた農産 (益田市)

②農事組合法人 山県 (奥出雲町)

③農事組合法人 アグリサポートあげ (出雲市)

④岩屋集落 (邑南町)

事例 2 未来志向型対策事例

非農家も含めた地域ぐるみの被害対策

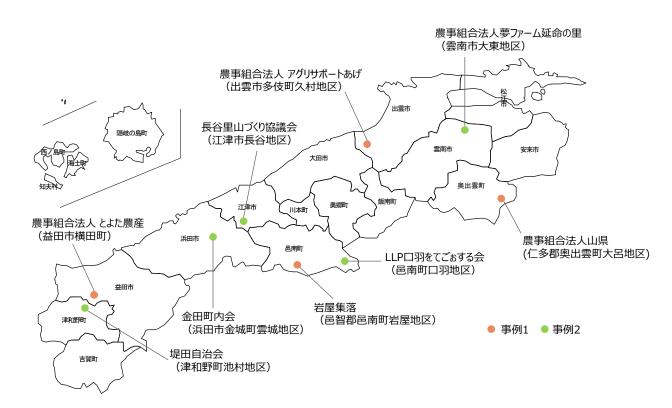
①堤田自治会 (津和野町)

②農事組合法人夢ファーム延命の里 (雲南市)

③LLP口羽をてごぉする会 (邑南町)

④長谷里山づくり協議会 (江津市)

⑤金田町内会 (浜田市)



事例1 従来型対策事例

個人や営農組織による防護柵の設置、捕獲等

事例集1の4地域の特徴見取り表

事/周	主な	現の芸の問題上		実施した対策		ナ <u>た</u> のポノハ
事例	加害鳥獣	取組前の問題点	出没抑制対策	侵入防止対策	捕獲対策	対策のポイント
事例 1 - 1 益田市横田町 農事組合法人 とよた農産	・イノシシ	・河川から農地へ イノシシが侵入・対策グッズ(忌 避剤)効果なし・組織内に捕獲者 なし		・WM柵、電気柵を設置・柵の地際に防草シートを設置・除草剤を活用		適切な防護柵の設置・維持管理の徹底と下草管理の省力化
事例 1 - 2 仁多郡奥出雲町 大呂地区 農事組合法人 山県	・イノシシ	・広域WM柵の老 朽化と維持管理不 足 ・圃場単位の柵は 降雪のため毎年 撤去が必要 ・組織内に捕獲者 なし		・電気柵のモデル 圃場の設置 ・既存の広域柵を 活かしつつ、圃 場単位の電気 柵を導入	・組織内で狩猟 免許を取得 ・くくりわな架設 研修の実施	組織的な電気 柵設置研修の 受講と広域柵から圃場柵への転換、および主体的な捕獲の実施
事例 1 - 3 出雲市多伎町 久村地区 農事組合法人 アグリサポートあげ	・イノシシ・ヌートリア	・防護柵未設置の 圃場でイノシシ 被害が発生・ヌートリアの被害 が増加・捕獲者が少ない		・電気柵の追加 設置	・組織内で狩猟 免許を取得・農地周辺で積 極的な捕獲の 実施・いかだわなによる ヌートリアの捕獲 を実施	被害発生圃場への防護柵の設置と組織構成員による積極的な捕獲の実施
事例 1 - 4 邑智郡邑南町 岩屋地区 岩屋集落	・イノシシ ・ニホンジカ	・広域WM柵の老 朽化 ・これまで生息の少 なかったニホンジカ の増加		・被害を受けた圃場へシカ対策用の柵を設置・既存のイノシシ柵をシカ柵に改良		イノシシ対策から イノシシ・シカ対 策へのアップ グレード

※WM柵:ワイヤーメッシュ柵

事例1-1 農事組合法人 とよた農産

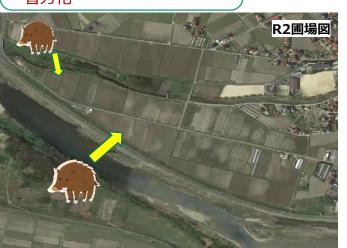
適切な防護柵の設置・維持管理の徹底と下草管理の省力化

特徴的な対策

- ・研修会に参加し、電気柵、 ワイヤーメッシュ柵を正しく設置
- ・設置後は適切に維持管理
- ・防草シートや除草剤で草刈りを 省力化



法人情報(令相3年度時点)					
所在地	益田市横田町				
戸数	75戸				
実働人数	10人				
中心世代	70~80代				
農地面積	18ha				
主な生産物	大豆、飼料米、タラの芽				
加害鳥獣	イノシシ、ヌートリア				



取り組み前の現状

圃場が大小の河川に囲まれており、河川沿いの竹林や草藪にイノシシが生息。そこから田畑に出没し、被害が発生。河川は管理者が異なるため、草刈り等の

出没抑制対策が 実施しにくい状況。 市販の対策グッズ を使っても、慣れて 効果が無かった。 組織内に捕獲者は おらず、近隣の猟師 に捕獲を依頼。







実施した取り組み

圃場に適切に防護柵を設置し、 防護柵周辺の除草対策を徹底。

対策実施資金

防護柵 :

: 鳥獣被害防止総合

対策交付金

・防草シート: 自己資金

法人構成員全体で県主催の被害対策研修会や防護柵設置実習に参加し、被害対策の正しい知識や技術を勉強。

県の貸出電気柵を利用し、電気柵 を一部の圃場に設置。効果を実感 し、導入を決定。



防護柵設置実習

国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、被害の多い圃場から順次防護柵を設置。柵の設置は法人全体で協力して実施。



河川沿いにイノシシが生息している ため、水路の入り口を塞ぐなど、 県の指導の下、適切に柵を設置。



法人構成員の高齢化や人員不足を補うため、防草シートや除草剤を活用し、柵周辺の草刈りにかかる労力を軽減。





事例1-2 農事組合法人 山県

広域柵から圃場柵への転換

特徴的な対策

- ・広域柵から、管理が容易な圃場 ごとの柵へ順次転換
- ・電気柵のモデル圃場を設置し、 組織全体で効果を実感して導入
- ・主体的な捕獲を開始



法	人间報(市和3年及時点)
所在地	仁多郡奥出雲町大呂
戸数	33戸 (うち農家28戸)
実働人数	12~14人
中心世代	40~50代
農地面積	5.1ha
主な生産物	水稲、野菜、そば
加害鳥獣	イノシシ、ヌートリア

注】情想(今和2年度時点)

取り組み前の現状

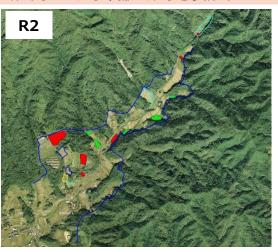
広域ワイヤーメッシュ柵は20年程前に設置したもので、ワイヤーの接合部が外れやすくなっており、柵を突破してイノシシが集落に侵入し、畦畔を中心に被害が出ていた。柵の大規模補修を令和2年に行ったが、広域柵の管理が厳しくなってきていた。必要な箇所は圃場単位でもネット柵等を設置していたが、降雪があるため、毎年撤去する必要があった。

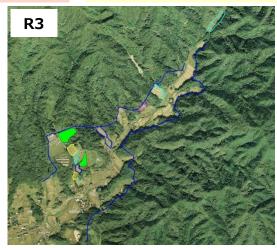
実施した取り組み

広域柵を維持管理しつつ、少しずつ圃場単位の柵へ 転換。撤去も容易な電気柵を導入。 くくりわなによる 捕獲技術の向上を目指す。

対策実施資金

・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払 交付金、町の鳥獣対策補助金、自己資金





地図凡例:

被害大

と 被害中

被害小

WM柵電気柵

―その他柵

県の貸出電気柵を利用し、電気柵のモデル圃場を設置。被害を抑え、効果を実感。今後少しずつ圃場単位での電気柵の設置に切り替えていくことを決定。





組織内の1名が新規に狩猟免許を 取得した後、県によるくりわなの架 設研修を受講し、組織内での捕獲 体制を整備。





令和3年度の狩猟期に、実際に県と共同でくくりわなによる捕獲を実施。イノシシの捕獲には到らなかったが、その後も近隣の猟師の指導を仰ぎ、技術向上を図り、捕獲を進めている。





事例1-3 農事組合法人 アグリサポートあげ

法人情報(令和3年度時点)

被害発生圃場への防護柵の設置と組織構成員の積極的な捕獲の実施

特徴的な対策

取り組み前の現状

- ・被害を受けた圃場へ防護柵を設置
- 組織構成員が狩猟免許を取得し、 農地周辺で加害個体を積極的に 捕獲



所在地	出雲市多伎町久村
戸数	55戸 (うち農家28戸)
実働人数	15人
中心世代	60代
農地面積	8.9ha
主な生産物	水稲、そば、菜種等
加害鳥獣	イノシシ、ヌートリア

イノシシに関しては、電気柵を設置した圃場は被害を防げていたが、柵未設置の圃場で被害が発生。 捕獲に関しても実施はしているが、捕獲数は少ない 状況。

また、ヌートリアによる被害が増加していた。

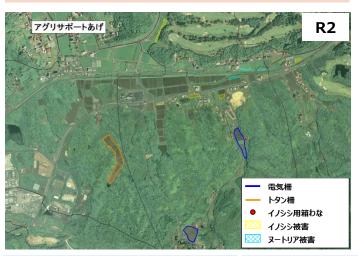
実施した取り組み

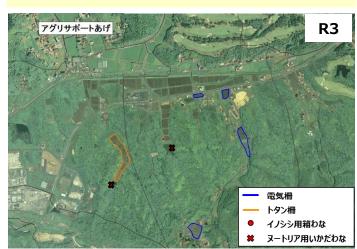
イノシシによる被害を受けた圃場には電気柵を追加で 設置。また、法人メンバーが自ら狩猟免許を取得し、 イノシシ、ヌートリアの捕獲を実施。

対策実施資金

·防護柵:市補助金、NOSAI補助金、自己資金

・イノシシわな:市補助金、自己資金





被害が発生した圃場において、県のセンサーカメラを借り受け、イノシシの出没エリアを把握。出雲市とNOSAIの補助を活用し、電気柵を追加で設置。



組織内で狩猟免許を取得。市の 補助を活用して箱わなを購入。県 による捕獲等についての研修を受 講し、センサーカメラも活用しながら、 自ら加害個体の捕獲を行った。

※令和3年度 イノシシ成獣3頭、幼獣9頭捕獲



ヌートリアに関しては、県から水に浮かべる「いかだわな」を借り受け、被害や目撃情報が多い場所で捕獲を実施。





いわや 事例1-4 岩屋集落

イノシシ対策から、イノシシ& シカ対策へのアップグレード

特徴的な対策

・被害発生初期に迅速に対応

・これまで設置していたイノシシ柵を 活かし、イノシシとシカ両方に対応

した防護柵に改良



法人情報(令和3年度時点) 所在地 邑智郡邑南町岩屋 戸数 29戸 (うち農家15戸) 実働人数 8人 中心世代 60代 農地面積 15.7ha 主な生産物 水稲・ソバ・野菜 加害鳥獣 イノシシ、ニホンジカ

取り組み前の現状

以前設置された広域柵が老朽化し、イノシシが侵入。 山林内にあるため、維持管理に大きな負担。 また、近年シカの生息数が急増。イノシシ用の柵で は越えられてしまい、被害も徐々に増加。

実施した取り組み

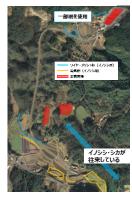
防護柵をイノシシ用からイノシシ・シカ用に改良。

対策実施資金

・防護柵:県による新たな鳥獣被害対策モデル事業



R2(地区B)



R3 (地区B)





取り組みを開始した令和3年5月 に、シカによる大規模な水稲被害 が発生。被害の大きかった圃場に おいて、県の新たな鳥獣被害対策 モデル事業を活用し、既存のイノシ シ用ワイヤーメッシュ柵の上部に電 気柵を追加設置。柵の設置は、 実習を兼ねて集落住民が集まって 実施。

水稲被害

シカ対策用防護柵の設置実習

シカによる

シカ対策用防護柵を設置後、県 のセンサーカメラを設置して、圃場 への侵入を監視。被害確認後速 やかに対策を実施したことで、若葉 の食害を受けた水稲もその後回復 し、無事収穫。





集落内のイノシシ柵を、シカ対策 用の柵へ改良。

(ワイヤーメッシュ柵の上部にワイ ヤーメッシュや電気柵を追加)



シカ対策用の防護柵



事例 2 未来志向型対策事例

非農家も含めた地域ぐるみの被害対策

地域ぐるみの鳥獣被害対策体制づくりのポイントと5事例の特徴見取り表

	体	制	資金		担い手		定	住
1	継続した取 組ができる 体制の確立		対策資金 調達・確保				確保	住民同士の 関係性強 化
発生している問題	後、限定的 な対策に終	携した対策 が必要だが、 難しい	必要な資金 が不透明	スキルが向	者しか関 わっていない	としての理 解が得られ 難く、農家 中心の対策 が行われて	減り、空き 家、空き農 地がどんどん 増え、鳥獣	なってきてい
対策の特徴		・小さな拠 点づくりとの	払活用	研修会の実 施	修会の実施 ・話し合いの 場づくり	実施 ・子ども向け 野生動物	談、地域で 空き屋への 定住対策を 進めている	家や法人が 新規就農 者を受け入
事例2-1 津和野町池村地区 堤田自治会	0	0	0	0	0	0	0	0
事例2-2 雲南市春殖地区 農事組合法人夢ファー ム延命の里	0	0	0	0				
事例2-3 邑南町口羽地区 LLP口羽をてごおする会	0	0	0				0	
事例2-4 江津市長谷地区 長谷里山づくり協議会	0		0	0	0	0		
事例2-5 浜田市金城町雲城地区 金田町内会	0		0		0	0		

いけおら

事例2-1 津和野町池村地区

つつみだ

堤田自治会

集落全体で取り組む実施しやすい体制づくり

人口 (R5月末)	129人
高齢化率	54.3%
世帯数	55戸
範囲の分類	町内会·自治会

ここがポイント

- 〇柵の管理は、集落を3区域に分け、それぞれに責任者(地域内の他 の役員も兼務)を決めて管理。
- ○6、70代の定年退職した人や、その子世代(40代)の協力がある。
- ○柵を管理しやすいように、車で通行可能な作業道を整備。
- 〇山林内の見通しがつくように間伐等を実施。
- 〇柵管理の労務費として、住民に年間1万円支給。



1. 地域ぐるみの鳥獣被害対策の方法

◆鳥獣被害対策の概要

- 〇対象鳥獣
 - イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、ノウサギ、カラス
- ○実施している対策のカテゴリー
 - ①出没抑制対策(環境管理)
 - ・里山と農地の間の雑木や竹林整備、間伐による見通しの確保
 - ・誘因果樹の管理
 - ②被害防止対策
 - ・広域柵の設置、集落全体での柵の点検、補修
 - サルの追い払い
 - ③捕獲対策
 - ・加害個体の捕獲(イノシシ、アライグマ)
 - ・大型囲いわなによるサルの群れ捕獲

画像 堤田自治会の範囲

画像 自治会で管理する捕獲檻

◆被害対策の特徴

○集落が一体となった防護柵管理

堤田集落は周囲を山林に囲われており、イノシシによる被害が多発していた。 そこで、平成8年、集落の周囲4kmを広域に囲う電気柵を設置した。柵の点検・ 補修は自治会全体で実施し、上中下の3区域、6班で分担して電圧のチェックや 草刈りを行っている(1,2組が上地域、3,4組が中地域、5,6組が下地域)。対 策方法は電気柵からワイヤーメッシュ柵に変更した。点検は月に1回程度実施し、 破損箇所があれば速やかに補修し動物の侵入を防ぐ。柵の周りには除草剤の散 布も行っている。

○新たな鳥獣被害への対応

イノシシ被害については、上記の広域柵によって被害抑制に成功。しかし、 近年は、広域柵を乗り越えてしまうサル被害が増加してきた。そのため、県の 「鳥獣被害ゼロ地域」の取り組みに参加し、サルを集落に誘因している果樹 畑や、地域の特産品である栗園に個別でサル対策用の防護柵を設置。また、 サル出没時の追い払いにも力を入れ、現在はサルの被害も減少している。

○加害個体の捕獲

集落の南側には河川や線路があるため、柵を設置できず、そこからイノシシが侵 入してくる。そのため、柵の内部に箱わなを設置し、柵内に侵入してきた個体を捕 獲している。サルに関しては、大型囲いわなを設置し、周辺の果樹畑に電気柵を 設置することにより、わなの捕獲効率が向上した。



画像 自治会の周囲を囲う防護柵①



画像 自治会の周囲を囲う防護柵②

2. 鳥獣被害対策を図るための活動資金の確保

◆中山間地域等直接支払(直払い)と多面的機能支払(多面的)の利用

直払いと多面的でそれぞれに部会を設置しているが、役員は同じ人材が務め、会計も一元化している。営農研究会を窓口にすることで会議を何度も開かなくてよくなった。運営においては、営農研究会と農) つつみだファームで用途を決め、全員加入の総会で決定する。直払いや多面的の資金は、畦畔の草刈りや雑草対策としてのセンチピードグラスの吹き付け、水田の水あて、農道整備、防護柵の点検など、集落環境の維持整備に係る賃金に用いる。

◆農産物販売と農業経営

米の販路は相対が3/4を占める。もち米を道の駅の加工所(アシタバ)に販売したり、近くのディサービスに販売する。

3. 対策の継続実施に向けた組織体制、および地域内の他組織との連携体制

◆対策を図る体制の経緯

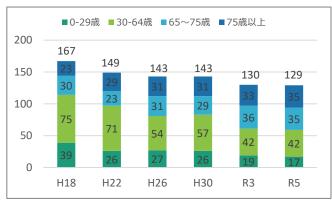
平成6年頃からイノシシの被害が増加。農地維持について話し合いを開始。電気柵の管理には住民の協力が欠かせないとし、平成11年に自治会、老人会、婦人会を巻き込み、「堤田を考える会」を設立。その体制を発展させ、翌平成12年に営農研究会設立。平成14年、直払いの制度開始を契機に農)つつみだファームを設立し、「集落をひとつの農場」と位置づけて、集落の農地85%を集積した。

◆継続的な策を講じるための体制と工夫

営農研究会は集落みんなで農業中心の堤田を考えるため非農家も加入している。結果として、<u>農業に限らず、集落</u> 運営全般の意思決定を行うことができている。現在の主力メンバーの平均年齢は63歳である。

◆農) つつみだファームの構成員

農家59名 主力は理事6名。水稲栽培の他に、高収益作物の栽培として、アスパラガス栽培に取り組む。4棟のハウスで婦人会の10名が作業シフトを組んで栽培を行っている。出荷先は津和野町内や益田市内のスーパー、道の駅に加えて、最近は益田市の青果市場に供給する。





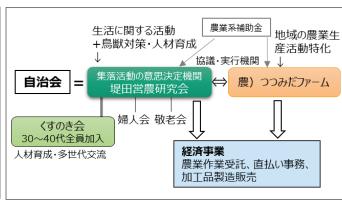


図 堤田地区の対策体制

4.担い手確保やスキルアップの工夫

◆農業後継者の確保と、引き継ぎに向けた工夫

堤田地区には、地域運営の後継者を育成する若手グループくすのき会がある。自治会活動を支える貴重な団体で、 盆踊り、八幡宮の祭りを担当している他、営農にも関わり一部の区域の草刈り作業を担っている。

メンバーは12,3名。U·Iターン者も含まれ、うち2名は農業と林業にそれぞれ従事している。

くすのき会の特徴

- ①堤田地区に住む若者は農家、非農家問わず加入し、みんなで草刈りなどの活動を行う。ラジコンの除草機を購入し 法面の芝生養生も手伝う。くすのき会を卒業した現役世代は、「面白がってできることを作ってあげないと。」と若者が 参加しやすい環境を整える配慮があった。
- ②くすのき会は設立から50年が経過する団体である。長期に渡る活動により、現役世代からの指導、伝承が自然に図られ、同世代との信頼関係の形成に貢献し、「後継者は自分だ。」との意識が芽生える重要なセクターとなっている。

◆地域の非農業者との連携状況と、連携強化に向けた工夫

堤田自治会は、防護柵の管理を地域全員で行う習慣を作った。その背景には、「集落で生活するのに環境が良くないと生活ができない。」、「堤田は何をやるにも非農家も入れてきた歴史がある。」と話されたように、農家、非農家に垣根をつくらない地域づくりが堤田自治会の特徴である。象徴的な取り組みとして、先進地視察の際には集落全員に呼びかけ、営農関係者は、農業生産に関する視察を行い、子供やその親は視察先付近のレクリエーション施設等で楽しむ小旅行を企画するなど、地域全体で絆を深める工夫が随所にあった。

はるえ あらいまち

事例2-2 雲南市春殖地区荒井町

ゆめファームえんめいのさと

農事組合法人夢ファーム延命の里

法人、中山間地域等直接支払協定、自治会が連結した取組(計画、実行、資金確保)

人口 (R5月 末)	53人
高齢化率	39.6%
世帯数	16戸
範囲の分類	営農範囲

農) 延命の里

ここがポイント

- ○被害対策は、農業法人と中山間地域等直接支払協定参加者で、 区画毎の担当者を決めて点検、管理
- 〇柵の点検、管理を行う者には、1000円/時間 支払っている。
- 〇被害対策は中山間直払協定の農地管理の中に位置づけられ、対 策に必要な活動資金は、協定参加者の承認の下、確保されている。
- 〇法人・協定が行う鳥獣被害対策の承認や必要な話し合いは、基本、 荒井町自治会の定期的な会合(常会)と併せて行われている。



1. 地域ぐるみの鳥獣被害対策の方法

◆鳥獣被害対策の概要

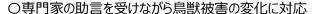
- ○対象鳥獣
- イノシシ
- ○実施している対策のカテゴリー
 - ①出没抑制対策 (環境管理)
 - ・圃場、柵の周囲の草刈りによる見通しの確保
 - ②被害防止対策
 - ・広域柵の設置、区画に分けての電気柵の設置
 - ・延命の里、中山間直払協定の組合員での広域柵の点検・補修、定期的な電気柵の電圧点検
 - ③捕獲対策
 - 実施なし

画像 法人夢ファーム延命の里の営農範囲

◆被害対策のポイント

〇広域柵と区画毎の電気柵を組み合わせた被害防止対策 荒井町の農地は、周囲を山林に囲われ、イノシシによる被害が多発し ていた。このため、まず、広域柵(ワイヤーメッシュ)を設置、更に効果を高 めるため、区画単位で電気柵を設置しており、点検・補修は、法人および中 山間直払協定参加者で実施している。

点検・補修、柵周りの草刈は、区画毎に担当者を決めて行っている。 また、電気柵については、担当者を決め電圧の巡回点検も併せて行っている。



柵の設置後、必要に応じ鳥獣専門指導員にアドバイスを受けながら、 設置・管理方法を継続的に改善しており、柵の設置によりイノシシの被 害はかなり抑えられるようになっている。

他方、近年、川を伝い、土手に上がって圃場へ入るなど、これまで 想定していなかった経路からの侵入がみられるようになっており、原因の分析や対処方法についても、必要に応じて問合せし、指導を受けながら新たな対策を講じている。



画像 夢ファーム延命の里圃場の電気柵



画像 現地で鳥獣専門指導員にアドバイスを 受ける様子

鳥獣被害対策を図るための活動資金の確保

◆中山間地域等直接支払(以下、直払い)を活動資金として利用

荒井自治会、城ノ越自治会、高峯自治会、馬場自治会の4自治会の農家で協定を結び、荒井町中山間地域等直接支 払協定(以下、荒井町直払協定)を設立している。荒井町直払協定に支払われる直払いは約200万円であり、全て鳥獣 被害対策を含む農地管理に使用されている。

◆営農体制と事務局体制

主たる農地管理は農事組合延命の里が担っている。また、農地管理に係る進行管理や事務は、荒井町直払協定が行って いる。

対策の継続実施にむけた組織体制、および地域内の他組織との連携体制

◆鳥獣被害対策を実施する体制の背景

鳥獣被害対策に係る作業は、 農事組合法人夢ファーム延命の里(以下、延命の里)と荒井町直払協定の参加者で 行っている。延命の里は、荒井町自治会での集落営農体制づくりに向けた話し合いを経て、平成26年に13戸(荒井町の農 家11戸・非農家1戸および隣接する城の越自治会1戸)が加入して設立された(後に更に1戸加入し、令和5年現在 14戸)。現在の管理農地は約8.5ha(うち受託面積0.5ha)、農業機械の共同利用、管理農地の荒起こし〜刈取・乾 燥・出荷を行っている。法人加入者の年齢構成は、50歳代1名、60歳代7名、70歳代6名である。

荒井町直払協定には、荒井町自治会の全ての農家、他3自治会の一部の農家が参加している。鳥獣被害対策の進行 管理や事務は本協定で行われ、農地管理のための刈り払い機などの設備のほか、ワイヤーメッシュや電気柵の設置・補修費や 点検・管理に係る賃金の支払いには本協定への交付金が用いられている。

◆継続的な策を講じるための体制と工夫

鳥獣被害対策に係る協議、合意、地域承認、調整には荒井町自治会が中心的な機能を果たしている。延命の里と荒井 町直払協定の主な構成メンバーは荒井町自治会居住者であることから、被害対策に係る話し合いは、基本的に、荒井町自 治会の定期的な会合(常会)と併せて行われている。

柵の点検、修理、周囲の草刈等の作業は、柵の設置に同意した柵の中に圃場のある地権者全員(法人に加入していない 農家も含む)が参加し、区画毎に担当を決め、分担して行っている。これら作業を行う者はボランティアではなく、荒井町直払 協定より賃金(令和5年度:1000円/時間)が支払われている。

◆延命の里、荒井町直払協定の構成員と鳥獣被害対策

法人加入者14名のうち、中心的に鳥獣被害対策に携わっているのは7名である。協定への参加者は、すべて鳥獣被害対 策に関わっている。

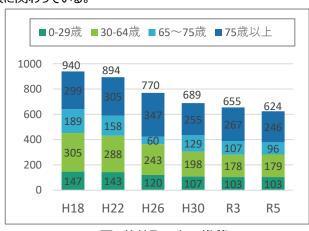


図 荒井町の人口推移

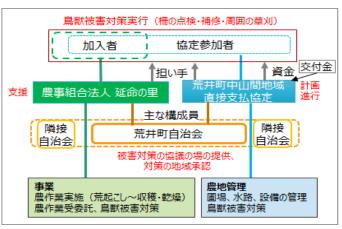


図 荒井町の対策体制

担い手確保やスキルアップの工夫

◆自治会の調整機能を最大限生かす

延命の里と荒井町直払協定の主な構成メンバーは荒井町自治会居住者であることから、自治会の定期的会合と併せて、 鳥獣被害対策の協議、合意、地域承認、調整を行っている。自治会が、鳥獣被害対策、法人、荒井町直払協定をつなぐ役 割を果たしている。

◆より効果の高い、直払い利用を目指す

直払いを受益する農家は、協定の対象とする農地管理の責任を負うという基本的な考えの下、交付金の個人分配はせず に、全て農地管理に使用している。このことにより、鳥獣被害対策についても区画毎の柵の管理担当制および柵の管理作業へ の賃金の支払いが実現している。

◆農事組合法人で、農家間や集落間の垣根をなくし、"地域ぐるみ"と"次世代への引き継ぎ"を目指す。

延命の里を中心に機械所有や農作業の一本化が進み、また法人の受託範囲が自治会外に広がることで、徐々に"地域ぐる み"での農業体制がつくられつつある。鳥獣被害対策についても、併せて、地域ぐるみの体制づくりが進められている。

荒井町では20~40歳代の半数が親と同居しているが、法人や鳥獣被害対策の後継者づくりは道半ばである。他の農地の 草刈りやトラクター作業を意識的にやってもらっており、地域全体で農業や鳥獣対策を行う感覚をもってもらうことを心がけている。 20

くちば

事例2-3 邑南町口羽地区 LLP口羽をてごおする会

地域の事務局がつなぐ、法人、集落、住民グループが横断した取組(計画、実行、資金確保)

人口 (R5月末)	619人
高齢化率	52.3%
世帯数	302戸
範囲の分類	公民館エリア

ここがポイント

- 〇口羽地区の16集落の農家が加入して、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の協定団体「口羽広域」を設立
- 〇地区住民で設立したLLP口羽をてごおする会(以下、てごおする会)が、
- 口羽広域や農業法人、活動団体事務を手数料を受けて代行する体制 を構築(「地域の事務局」)
- 〇鳥獣被害対策は、地区内の各集落が担当、農業法人夢ファーム口 羽・てごぉする会・野猿組合が支援(資金・人役等)
- ○地域の事務局を核に、計画的な対策実施と継続的な資金確保ができる体制を構築

LLP口羽をてごぉする会



1. 地域ぐるみの鳥獣被害対策の方法

◆鳥獣被害対策の概要

- ○対象鳥獣
- イノシシ、ニホンザル、シカ、ヌートリア
- ○実施している対策のカテゴリー
- ①出没抑制対策(環境管理)
 - ・圃場、柵の周囲の草刈りによる見通しの確保
- ②被害防止対策
- ・広域柵の設置、必要に応じて電気柵を設置
- ・広域柵の点検・補修(集落及び必要に応じ、農)夢ファーム口羽が参加)
- ・共同家庭菜園の運営
- ③捕獲対策
 - ・野猿組合、猟友会が罠を設置(集落等の要請があれば)

◆被害対策のポイント

〇広域防護柵の設置と管理

農業に被害を及ぼすイノシシを捕獲するため、役場主導で全戸が加入する野猿組合を設立、猟友会と連携して農業者の被害要請により罠等を設置していたが、被害が増加したため、集落毎に広域柵を設置。

以降、広域柵の点検、補修、圃場周囲の草刈は主に各集落が担当し、当該 地域に作付けする農地がある場合は、農)夢ファーム口羽も参加。

サルへの対応が必要な箇所、広域柵だけでは防護できない箇所は電気柵を併用しているが、近年、シカやヌートリアの被害が拡大しており、今後、これら獣種への対応が必要となっている。

〇住民向けの共同菜園の設置と運営

農地とは別に、住民が安心して家庭菜園を営める仕組みとして、共同菜園を設置している。

共同菜園は、イノシシ、サルから防護する柵(ワイヤーメッシュ + 電気柵)が設置されており、設置以降、被害はみられない。

現在、共同菜園は、よぼしばグループ(共同菜園を利用する住民グループ)、口羽小学校・保育所が利用しており、管理はよぼしばグループがてごおする会からの委託で行っている。今後、この共同菜園を各集落に展開していくことが検討されている。



画像 口羽地区の範囲

出典: 地理院地図(https://maps.gsi.go.jp/)



画像 夢ファーム圃場の防護柵



画像 共同家庭菜園の防護柵

2. 鳥獣被害対策を図るための活動資金の確保

◆中山間地域等直接支払交付金を活動資金として利用

口羽地区8集落の農家が加入して、中山間地域等直接支払交付金(以下、直払い)、多面的機能支払交付金(以下、多面的)の協定団体「口羽広域」を設立。口羽広域に支払われる直払いは約700万円、多面的は500万円であり、うち50%は個人分配、50%は口羽広域で利用。口羽広域分は、鳥獣被害対策を含む農地管理(ドローン防除、草刈、施設整備等)に使用されている。

◆営農体制と事務局体制

農地管理は各集落および農)夢ファーム口羽が担っている。また、口羽広域に係る事務作業は、てごぉする会が支援している。

3. 対策の継続実施にむけた組織体制、および地域内の他組織との連携体制

◆鳥獣被害対策を実施する体制の背景

鳥獣被害対策を含む、地域の農地管理については、てごおする会と農)夢ファーム口羽で月1回会議を実施し、情報共有や進捗管理を行っている。なお、実際の被害対策については、各集落および農)夢ファーム口羽が口羽広域の対象となる農地の管理(集落に作付農地がある場合は、農)夢ファーム口羽も参加)、よぼしばグループが共同家庭菜園の管理・運営、野猿組合・猟友会が被害鳥獣の捕獲と分担して行っている。

てごおする会は、高齢者の生活支援や地域の生活機能の維持等を目的に平成23年度に住民により設立された事業組織である。取組は高齢世帯の草刈作業支援や集落の出役代行から出発したが、令和5年現在、事業規模は拡大し、草刈り作業代行、指定管理、ふるさと米協定、新聞配達、仕出し加工、デマンド交通のオペレーション等を展開しており、売上は年間約3000万円、2名の事務員を雇用している。また鳥獣被害対策にも利用される直払いのほか、多面的、農業法人や口羽地区振興協議会など複数団体の事務を代行する"地域の事務局"の役割を担っている。

農)夢ファーム口羽は、邑南町旧羽須美村エリアの20haの田、3haの畑で作付けや受託作業を行っている。組合員 6 名および専従の従業員 6 名で水稲作、野菜作を行っている。

野猿組合は、羽須美地区の全戸が加入、各戸年300円の会費で、集落の要請を受け猟友会への捕獲依頼、狩猟免許の取得支援、追い払い用花火の配布等を行っている。上記2団体と常時の繋がりはないが、必要に応じ集落と連携した対策を行っている。

◆継続的な策を講じるための体制と工夫

地域ぐるみでの鳥獣被害対策を支えているのは、上述のてごぉする会の"地域の事務局機能"、てごぉする会・農)夢ファーム口羽の月1回の協議、およびこれらの被害対策の"地域全体の活動"としての承認の仕組みである。

口羽広域は直払いを用いた活動について計画、進行管理を行っており、てごおする会と農)夢ファーム口羽の被害対策の活動も 広域協定の承認を経て実施される。また、口羽地区振興協議会は、地域づくりの方針を決める、邑南町が承認する地域協議 体(4自治会代表、公民館長、羽須美支所所長、てごおする会会長、地区社協会長)であり、てごおする会や農)夢ファーム 口羽の被害対策は、本協議会の承認を受け、"地域全体の活動"として、位置付けられている。

◆てごおする会、農)夢ファーム口羽の構成員

てごおする会は、出資組合員6名と4部門(新聞販売、指定管理、仕出し農産販売、作業請負)からなる。農)夢ファーム口羽は組合員6名・専業従事者6名からなる。

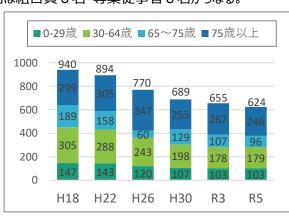


図 口羽地区の人口推移

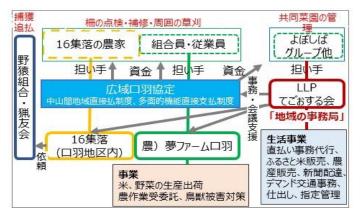


図 口羽地区振興協議会の対策体制

4. 担い手確保やスキルアップの工夫

◆てごおする会の「地域の事務局」による、地域の鳥獣被害対策に係る検討〜実施のプロセス、担い手、資金の一体化てごおする会が、口羽地区振興協議会の運営支援、月1回会議の運営支援、口羽広域や農業法人の事務支援を担うことで、各組織間の機能、地域の住民合意形成(口羽地区振興協議会)、資金(口羽広域)、企画・担い手調整・実務実施(てごおする会・農)夢ファーム口羽)、事務・会計(てごおする会)を結び付け、地域ぐるみの鳥獣対策が実現している

◆非農家、農家それぞれにあった被害対策の提案と展開

地域ぐるみの鳥獣被害対策となるためには、それぞれの主体が関わりやすい、メリットのある、被害対策のポイントが伝わりやすい方法となることが重要である。口羽地区では、非農家向けの共同家庭菜園の運営、農)夢ファーム口羽がワイヤーメッシュや電気柵による被害防止対策を進めるなど、非農家、農家それぞれに親和性の高いアプローチを行っている。 22

ながたに

事例2-4 江津市長谷地区 長谷里山づくり協議会

コミュニティ組織を中心とする継続的な対策で 被害抑制効果を実感

ここがポイント

- ○コミュニティ組織が地域全体の被害対策を企画実施
- ○非農家を含む住民で鳥獣被害対策班を結成し、ニホン ザルの追い払いや捕獲檻の管理を実施
- ○対策に生じる経費はコミュニティ組織の予算で確保

高齢化率 51.2% 世帯数 134戸 範囲の分類 公民館エリア

242人

人口 (R5月末)

江津市 長谷里山づくり協議会

1. 地域ぐるみの鳥獣被害対策の方法

◆対策内容

- 〇対象鳥獣
 - ニホンザル、イノシシ
- 〇実施している対策
 - ①出没抑制対策 (環境管理)
 - ・煙火を用いた追い払い
 - ・圃場、柵の周囲の草刈り
 - ②被害防止対策
 - ・農家による複合柵の設置
 - ③捕獲対策
 - ・長谷里山づくり協議会が編成する「対策実施班」が捕獲艦を設置

◆対策の背景

平成20年代中頃からサルの出没が目立つようになり、対策の方法検討に着手。長谷地域は、まとまった農地が少なく、集落営農や農業法人がなかったため、農業を中心にした対策を講じることが難しかった。そこで、コミュニティ組織「長谷里山づくり協議会」(以下協議会)が、鳥獣被害を地域の課題として捉え、その対策の主体となり、協議会生活環境基盤整備部が農家、非農家問わない、住民が協力し合う「鳥獣対策実施班」を設置している。

◆対策の方法と効果

「鳥獣対策実施班」に登録する約16名がニホンザルの追い払いや捕獲 檻の設置、管理を実施。

〇追い払い

追い払いに使用する煙火は、協議会の予算で事務局が一括して購入し、 班員に配布している。年間、200~300本使用する。煙火使用に関する保 安講習会の開催、講師の手配は協議会が担っている。

○防護柵と捕獲檻

防護柵の設置管理は農家それぞれの対応とし、各農家の農地ごとに囲われている。長谷地区では防護柵を設置していない農地はほぼない。その大半がイノシシとニホンザルに対応するワイヤーメッシュの上部に電気柵を設けた複合柵である。捕獲檻は、協議会が購入し、地区内数か所に設置されている。対策班のメンバーは、捕獲状態を監視する役割を担っているが、動物がかかった場合、捕獲檻の近隣に住む住民から連絡を受けるケースが多く、これも地域ぐるみの鳥獣対策の一例と言えよう。

◆対策の成果と課題

令和5年度、捕獲檻でイノシシを19頭、サルを2頭捕獲した。サルは追い払いの効果があり、見かける数も減っているという。ヒアリングにおいて、「できる対策を継続することで着実に効果が出ている」とコメントがあった。

今後、さらに対策を強化するための展望として、柑橘類の放置果樹の除去を挙げられた。また、防護柵を設置して古い箇所では10年近く経過しており、新たな柵への張替えが必要とされていた。



画像 長谷コミュニティ交流センター付近の農家が 各自の圃場に複合柵を設置している箇所 地理院地図(https://maps.gsi.go.jp/)を加工し作成



画像 長谷川の護岸に沿って防護柵を 設置し川からの侵入を防ぐ



画像 令和5年地域ぐるみの鳥獣対策研修会の様子

2.鳥獣被害対策を図るための活動資金の確保

◆コミュニティ組織が予算化し被害対策を実施

平成27年に始まった長谷地区の最初の被害対策は、県事業(国の交付金)を活用し柵を設置した。以降は、協議会と農家が対策方法を棲み分け実施している。協議会が対応する対策の財源は、江津市の地域コミュニティ実践事業交付金を用いる。これを元手に、煙火や捕獲艦の購入、煙火の使用と捕獲艦の講習会の受講費用を賄う。年間の予算額は、およそ20~25万円である。柵の補修や捕獲艦に使う餌は住民の自己負担としている。

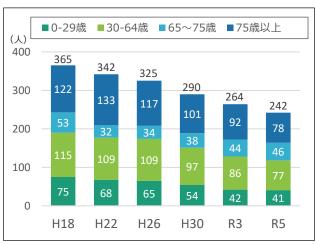
この地域コミュニティ事業交付金は、地域づくりの推進が主たる目的だが、長谷地区では、地域の裁量で予算化できる「独自事業」の枠組みを用いて、鳥獣被害対策に充てている。これにより、農家に限らず全ての住民にその活動の様子が周知でき、地域ぐるみの活動になる素地が生まれている。

3. 対策の継続実施にむけた組織体制、および地域内の他組織との連携体制

◆長谷里山づくり協議会と鳥獣対策の事務局

4自治会242人が暮らす長谷地区の地域づくりの中心的役割を果たす、地域運営組織、長谷里山づくり協議会は、平成27年に設立された。地域内の消防団や社協長谷支会等の既存団体は協議会と協力関係にある。協議会は、6部会の構成で、「生活環境基盤整備部」が鳥獣対策の企画、運営を担っている。鳥獣対策の実行チームである「対策実施班」は、地区内の農家非農家を問わず、約16名の登録があり、追い払いや捕獲檻の設置や点検を各々が適宜対応する。このうち、捕獲檻を扱う免許取得者は、14名で、対策実施班には所属していないが猟友会に所属する2名が、長谷地区の対策にあたっている。

被害対策活動に係る事務として、煙火の調達や管理、捕獲実績取りまとめ、研修会の企画や準備等があるが、これらは、長谷コミュニティ交流センターに常駐する職員2名が担うことで安定した事務局運営ができている。



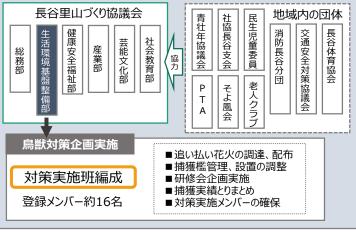


図 長谷地区の人口推移

図 長谷里山づくり協議会の対策体制

4. 担い手確保やスキルアップの工夫

◆基礎的知識を身に着けるための研修会開催(令和2年度)

協議会では、過去に数回鳥獣対策をテーマにした研修会を開催している。 最初の研修会は令和2年度に開催し、講師は、県西部農林振興センター 鳥獣対策専門員が務め、出没しやすい動物の習性や基本的な対策の方法 の指導を受けた。

それまで個人差があった対策方法が解消され、専門的知見を取り入れた対策が全域で実施されるようになった。そして、その後も長期間にわたってポイントを抑えた対策が地域全体で展開されてきた。ヒアリングにおいて「最近、動物を見かけなくなった」という発言は、この地域ぐるみで取り組んできた努力の結果であろう。

◆地域ぐるみの鳥獣対策研修会開催(R5年度)

対策実施班の課題は、新たな担い手の確保が挙げられる。班のメンバーの大半が65歳以上で、若手の加入に大きな期待がある。他方、昨今多発するツキノワグマの出没に起因する人的被害から、鳥獣被害対策は農業の問題で収まらなくなっている。通学する子供や家庭菜園を楽しむ高齢者にも野生鳥獣の特性や動物に狙われにくい対策に関する知識を身に着けることは重要であるとの認識から、協議会と県の地域づくりと鳥獣対策の分野が合同で、研修会を企画した。

座学と集落点検と防護柵の設置実習の3部で構成した研修会には、3,40歳代の若者が参加した他、他地域のコミュニティ交流センターの職員が、地域ぐるみの鳥獣対策の必要性を理由に参加があった。実習では、経験豊富な対策実施班のメンバーが鳥獣対策の経験がない参加者に、技術を教え伝える光景が見られ、人材確保のすそ野の拡大に期待ができる研修会となった。



事例2-5

浜田市金城町雲城地区 金田町内会

金田町内会

農家、非農家を問わない住民を被害から 守るための住民参加型の対策

ここがポイント

- ○集落営農組織や農業法人がないため、町内会が鳥 獣害対策を実施
- ○町内会に「鳥獣対策専門部会」を設置
- ○猟友会に所属する人材が町内会運営に参画
- ○住民同士のつながりを深める行事の工夫がある

金田町内会

133人

45.1%

町内会·自治会

59戸

人口 (R5年4月末)

高齢化率

範囲の分類

世帯数

1. 地域ぐるみの鳥獣被害対策の方法

◆対策内容

①出没抑制

クマやイノシシの通り道に緩衝帯を整備

野生動物が生息しにくい環境づくりを目指す金田町内会では、クマやイノシシの出没が多数確認された箇所を重点的に竹やぶの伐採、道路の両脇に5~10mの緩衝帯を設ける対策を行った。そして、農地においては、農家個人の負担、責任で電気柵を設置して対応している。このような対策以降、クマ、イノシシの目撃は確認されていない。

町内会と農家・非農家が参加して、地域全体に出没させない環境整備を行っているのが金田町内会の特長である。

◆対策の背景と方法

金田町の近くには中学校があり、出没するイノシシやクマ等に子供や高齢者が襲われる懸念があった。しかし、農業の領域で町内全体の被害対策を講じることが難しいため、町内会で対策する方針に切り替え、鳥獣対策専門部会を設置した。

◆鳥獣対策専門部会

金田町には集落営農、農業法人はなく約10軒の個別農家(全員兼業)によって生産活動が行われており、町内全体で鳥獣対策を行う枠組みがなかったため、町内会に鳥獣対策専門部会を置き、専門的な知見から対策を図る狙いから狩猟免許所持する住民を部会長とした。

町内会専門部会構成員は部会長以下、住民全員としている。この理由は、部会で役員を募ると、その役員のみが作業するようになる。住民全員が対策に参加するための工夫である。



地理院地図(https://maps.gsi.go.jp/)を加工し作成



画像 緩衝帯の整備

当初、鳥獣対策専門部会内の狩猟免許保持者は、部会長1名であったが、令和3年に住民1名がわなの免許を取得し、有資格者は2名になった。

◆対策の課題と要望

部会長は、町内会単位の対策は効果が限定的であるとの認識を持ち、中山間地域等直接支払に由来する雲城広域集落協定の範囲を目安として一体的な鳥獣対策に取り組む必要性を強く感じていた。

また、行政に対する支援の要望として、農業(後継者)の将来が見通しにくい昨今、田畑を守るだけでは、鳥獣対策は不十分であるとし、集落全体を囲み、住民の安全を確保できる支援を切望されていた。

2. 鳥獣被害対策を図るための活動資金の確保

対策に要する経費として、燃料代、除草剤、人件費が年2回生じる。その財源は、市の鳥獣対策費10万円を充て、不足分を町内会費から支出している。作業には、毎回、住民20~30名が参加するため、作業は半日で終えることができる。また、人件費は一人半日2000円と、住民の理解により、安価に設定できている。

対策活動当初は、無償ボランティアであったが、現在は持続的な対策を講じるために、少額ながらも、出役した住民には町内会費を財源とする労賃が支払われている。

3. 地域の状態と住民参加の工夫

◆人口と世帯

昭和30年代に組織された金田町内会は、現在4組59世帯で構成する。当時は20世帯余りであったが、その後、農地の宅地転用が進み、Iターン者が土地を購入し住宅を建てる動きが散発的に起こり、金田町の人口は増加した。町内会では、定住対策に関する活動は行っていない。総人口は平成30年以降、横ばいだが、小中学生は減少しており、令和6年2月時点で、小学生2人、中学生2人、高校生1人で、子供会活動は廃止している。

金田町の町内会加入状況はほぼ全戸が加入しているが、元々の住民とUターン者を含めた新しい住民との連帯感の醸成が町内会の課題になっている。

◆地域行事と住民参加

住民同士の絆を深める活動では、新年会において、男性が女性や子供たちに「1年間よろしくお願いします」という気持ち を込めて料理を振る舞う企画を実施したり、住民が集まりやすい成人の日前後に設定するなどの工夫があった。 それらが功 を奏し若者や子供が参加し賑わうという。コロナ禍のため開催休止中。

しかしながら、町内会と子育て、働き世代との接点は多いとは言えないとのことで、結果として町内会活動の草刈り、川刈りの協力者は高齢化も相まって不足している。町内会の役についても同様に、担い手は高齢者に偏らざるを得ず、複数の役を兼務する住民もみられ、負担の増大が課題になっている。

◆地域農業

担い手の中心世代は60歳から70歳の方が大半である。組織化が進んでいないため、農家の世代交代に不安を抱えておられた。現在は金田町外の作業を請負う元気な農家もいるが、町内の農家のリタイアも進み、現在は金田町外の請負を減らして、町内の農地を請負う形にシフトし、町内の農地を守っている。

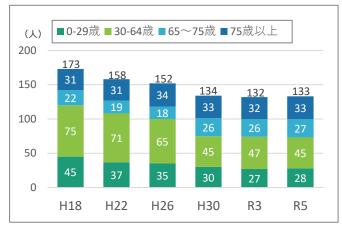


図 金田町の人口推移

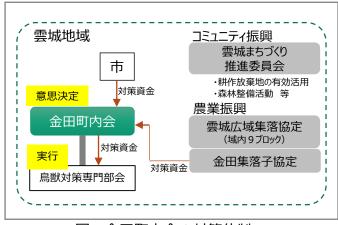


図 金田町内会の対策体制

4. 担い手確保やスキルアップの工夫

◆雲城地域と金田町内会を結ぶ

町内会よりもさらに広い範域は、雲城地域であり、この範囲では、コミュニティ振興は雲城まちづくり推進委員会、農業面では雲城広域集落協定がそれぞれの役割を果たしている。金田町内在住のA氏は、雲城広域集落協定の事務局を務め、金田町内会、その他の町内会と雲城地域の架け橋的存在になっていた。地域全体を俯瞰できる人材の存在は、町内会単位の対策、広域での対策という重層的な対策を講じる上でもその役割は重要である。

◆専門的知見による対策方法の設計

狩猟免許を有する鳥獣対策専門部会長のB氏は、町内の住民に、「出合い頭の人身事故が多い。自分の場所を知らせることで被害が軽減できる。」、「子熊がいたら近づかないこと!これで人的被害は抑えられる。」と専門的な知見に基づいて発信している。町内会からの注意喚起のため、住民に情報が行き渡りやすいと考えられる。

本事例は、地域ぐるみの鳥獣対策を進めるにあたり、農業からのアプローチではなく、コミュニティ活動を起点にする対策として紹介した。鳥獣対策は農業の問題とする意識になりがちだが、地域ぐるみを実現するにあたっては、町内会を起点に対策の仕組みづくりを行うことの方が、実現の近道となる場合もあるだろう。その意味で、金田町内会の事例は、地域全体で被害を抑制する手法として参考にして欲しい活動である。



画像 野生動物の隠れ場所になっていた クマザサを延長800mに渡って除去した

付録

用語説明

二番穂(ひこばえ)

稲刈り後の株から再び成長して出穂した穂のことを指します。人間が食用として利用することは少ないですが、 鳥獣はこの二番穂を食べて米の味を覚え、その後被害が発生するようになります。

間伐

森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業のことです。林業施業の一部ですが、林内の見通しが良くなるため、鳥獣が発見しやすくなったり、サルの追い払いが行いやすくなります。

追い払い

人里や農地に出没した鳥獣に対して様々な手段でプレッシャーをかけ、その場から退かせる対策手法で、特にサル対策で多く実施されています。大声を出す、花火や爆竹を鳴らす、エアーガンを打つなどの方法があります。サルの追い払いに関しては、サルに「ここは怖い場所である」ということを学習させることが必要であり、複数人でまとまって追い払うと効果的です。また、サルが集落や人里の外に出るまで追い払いきることが重要です。

防護柵

鳥獣が人里や農地に侵入し、被害を出すことを防ぐために設置する障害物を指します。ワイヤーメッシュ柵や金網柵、ネット柵のような物理的な柵と、電気柵のように鳥獣の学習能力を利用した心理的な柵があります。

ワイヤーメッシュ柵

鉄線を格子状に溶接したワイヤーメッシュはもともとは建築用資材でしたが、今では防護柵の資材として広く使われています。格子の目合いの大きさや形状、鉄線の線径の違いによって、様々な種類があります。このワイヤーメッシュどうしを針金などで支柱とともにつなぎ合わせて柵として設置したものをワイヤーメッシュ柵と呼びます。最も重要なことはくぐり抜けを防止することであり、そのために資材の選択や適切な設置をする必要があります。

電気柵

動物が電線に触れた際に電気ショックを与え、その経験によって動物の柵への接近を躊躇させ、柵内への侵入を防ぐ柵のことです。本体機、電線、支柱、碍子、アースで構成されます。電気は本体機から電線に約1秒間隔で流れます。動物が電線に触った際、電気が動物の体から地面に流れる必要があるため、鳥類が空中から触っても効果はありません。最も重要なことは確実に動物に電線に触らせ、強い電気ショックを与えることであり、そのために適切な設置と維持管理が必要です。

碍子(ガイシ)

電気柵において、電線を支柱に固定する部品のことを指します。様々な素材や形状のものがありますが、支柱に合致するものを選択する必要があります。基本的に、碍子は動物が接近してくる側に向けて設置し、動物が支柱や碍子を触った際にも電気ショックを与えられるようにしましょう。

アース

電気柵において、地面と本体機をつなげる部分で、本体機から延びるアース線と、それにつながるアース棒からなります。アース棒は金属製で、地中に埋め込みます。動物が電線に触って地中に流れた電気は、アース棒を通して本体機に戻るため、アースが弱いと十分な電気ショックを動物に与えることができません。砂利や岩が多い地面や砂地はアースが弱くなるため、アース棒をより深く差す、またはアース棒の本数を増やすなどの対策が必要です。

2

付録

複合柵

複数の種類の柵を組み合わせて設置した防護柵を指します。ワイヤーメッシュ柵とネット柵を組み合わせ、格子の隙間を中型動物が通り抜けられないようにする、柵の中が丸見えのワイヤーメッシュ柵と、高さが低いトタン柵を組み合わせてお互いの柵の弱点を補完するなど、柵の効果を高めることができます。ワイヤーメッシュ柵や金網柵などの通電性のある物理的な柵の上部に電気柵を設置するタイプの複合柵は、サル対策に有効な柵として、広く普及しています。サルが物理的な柵をよじ登った先で電気柵に触れさせるという仕組みです。

箱わな

動物を捕獲するための猟具の1つで、すべての面が囲われた箱型の檻を指し、金属製のものが多くみられます。 捕獲する際は扉を開け、餌でわなの中に動物を誘引します。わな内部にある仕掛けが作動すると扉が閉まって 捕獲することができます。

囲いわな

動物を捕獲するための猟具の1つで、天井面が解放されている囲い状の構造物を指し、金属製やネット製のものがあります。箱わなと同様に捕獲する際は扉を開け、餌でわなの中に動物を誘引して捕獲します。箱わなよりも大型のものが多く、設置には広い面積が必要ですが、一度に多くの動物を捕獲することが可能です。

くくりわな

動物を捕獲するための猟具の1つで、作動部を地中に埋めて設置します。動物が作動部を踏み抜くことで、ばねなどの力でワイヤーを締め上げ、主に動物の脚をくくって捕獲します。箱わなと比べると軽量で移設も容易ですが、動物の通り道などを見極める必要があります。また、捕獲された動物はワイヤーが届く範囲は動くことができ、暴れることも多く、農地や人里の近くでの捕獲は危険なため、設置場所には注意が必要です。

鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣に対する対策の取組を総合的に支援する交付金です。地域ぐるみで行う鳥獣を寄せ付けない環境づくりや、侵入防止柵の設置および補強、被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動、被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化、捕獲個体の利活用など、様々な支援内容があります。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め (協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み です。農業生産活動等を継続するための活動や体制整備のための前向きな活動に対して交付されます。

多面的機能支払交付金

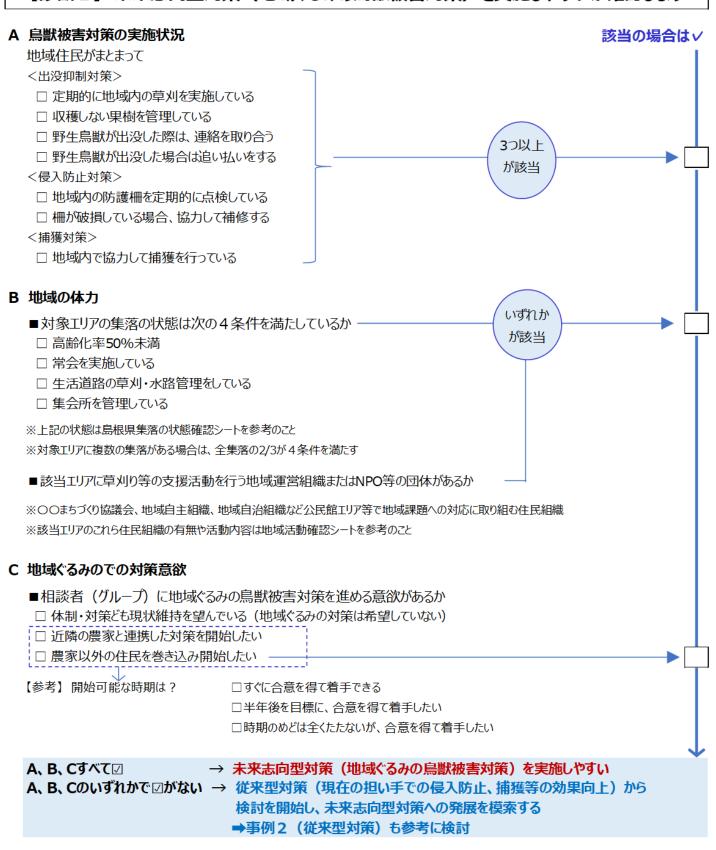
国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有する農業・農村の維持・発揮を図るための地域の交付金です。水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われます。

〇農林水産省

<u>鳥獣被害対策コーナー:https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/</u> 中山間地域等直接支払制度:https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/ 多面的機能支払交付金:https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

鳥獣被害対策支援のための地域診断シート ver.1

【診断1】 未来志向型対策(地域ぐるみの鳥獣被害対策)を実施しやすいか確認します



付録

【診断2】地域ぐるみの鳥獣被害対策に向けた課題を確認します

U	現在の局部収音対象への住氏への参加外流						
			診	対の場合は✓			
	<現状>	<課題-対策	策での農家以外の住民との連携	に向けて-> <u></u>			
	□ 農家以外の住民が関わったことがない —————	→ ・農家以外の	D地域住民への働き掛けの方法を	を検討			
	□ 農家以外の少数の住民の参加がある	→·農家以外の	D地域住民の参加拡大の方法を	検討			
	□ 自治会や地域運営組織と連携しており、 複数の地域住民の参加がある						
Ε	鳥獣被害対策に取り組む組織の運営力						
	<現状>	<課題-運	営力充実に向けて->				
	□継続的なミーティングの実施	→・非該当部分	分の運営体制強化	→ []			
	□計画や更新・見直しの実施						
	□資金計画できる会計体制						
	□親睦会・レクリエーション実施						
F.	鳥獣被害対策に向けた資金調達力						
	<現状>	<課題-持続	続的な資金調達に向けて->				
	□既存の対策設備費のみ確保	→・継続できな	い可能性があり、				
		継続的資金	金調達方法の確立が必要				
	□対策設備の更新費も確保	→ ·3~5年後の	の継続が不安であり、				
		参加者の労	労賃支払体制の確立が必 要	→ []			
	□対策設備の更新費及び参加者の労賃確保			T			
	☑がついた各課題への対応については事例 2 (未来志向型対策) を参考に検討						

元気な地域をつくる鳥獣被害対策支援ガイドブック 〜地域診断、被害軽減事例、実施体制づくり事例〜

令和6年10月 発行

とりまとめ・編集

島根県中山間地域研究センター 鳥獣対策科 河本 忍

坂倉 健太

地域研究科 有田 昭一郎

皆田 潔

協力

島根県東部農林水産振興センター 島根県西部農林水産振興センター